

野田市放課後児童健全育成事業実施要綱等の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第139号

野田市放課後児童健全育成事業実施要綱等の一部を改正する告示

(野田市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正)

第1条 野田市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成20年野田市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

(野田市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱の一部改正)

第2条 野田市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱（平成24年野田市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

(野田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正)

第3条 野田市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成31年野田市告示第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の2の(3)のA中「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。